

令和 7 年 4 月より適用する土木部発注工事に係る 土木工事積算基準等の改定について

公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、最新の実績を踏まえ、下記のとおり土木工事標準積算基準等を改定します。

記

1 改定内容

○業務委託の測量業務における諸経費率の改定

(参考)

- ・令和 7 年度版 国土交通省土木工事標準積算基準等に準拠

○港湾工事における現場管理費等率および現場環境改善費率の改定

(参考)

- ・令和 7 年度版 国土交通省港湾請負工事積算基準に準拠

○機械設備工事における共通仮設費率の一部改定

(参考)

- ・令和 7 年度版 国土交通省土木工事標準積算基準等に準拠

○水道工事における現場管理費率の改定

(参考)

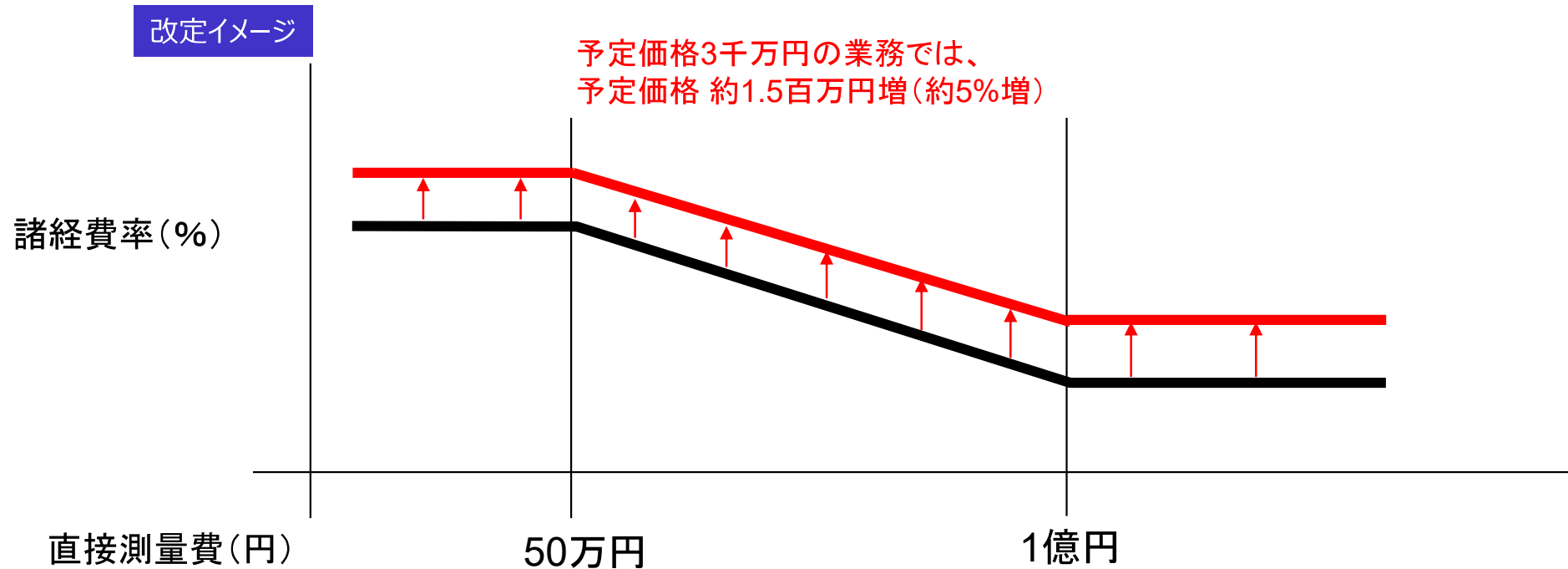
- ・令和 7 年度版 水道施設設備費に係る歩掛表に準拠

2 適用時期

令和 7 年 4 月 1 日以降の支出負担行為等に係る工事より適用する。

2.(2) 測量業務の諸経費

- 実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定



【現行】

50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
91.2%	$371.23 \times (\text{直接測量費})^{-0.107}$	51.7%



【改定】

50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
95.8%	$288.50 \times (\text{直接測量費})^{-0.084}$	61.4%